

～子ども医療費助成の対象年齢を拡大～

令和5年4月1日から 高校生等への医療費を助成します

HPで詳しく



子ども医療費助成制度の対象年齢を、18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大します。

申請不要の方（下記①）や、申請が必要な方（下記②）のうち、2月15日(水)までに申請した方には、4月1日から使用できるマル青医療証を、3月中旬に発送します。
2月16日(木)以降に申請した方には、3月中旬以降に順次発送します。



【助成範囲】

令和5年4月1日以降の保険診療の自己負担分・食事療養標準負担額

【対象】

区内に住民登録があり日本の健康保険制度に加入している、15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、18歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子さん

【申請方法等】

①新高校1年生相当年齢の方（平成19年4月2日～20年4月1日生まれ）で子ども医療証をお持ちの方…申請不要です。

②新高校2・3年生相当年齢の方（平成17年4月2日～19年4月1日生まれ）…申請が必要です。12月22日(木)に申請書を発送します。

【申請先】

1月4日(水)以降に申請書を郵送または直接、問合せ先・特別出張所へ。マイナポータルからも申請できます。

※申請書は新宿区ホームページ（上二次元コード）からも取り出せます。詳しくは、新宿区ホームページをご覧ください。

※所得制限はありません。



【問合せ】

子ども家庭課子ども医療・手当係（〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎2階）
電話（5273）4546 FAX（3209）1145

○志田雄一郎 議会活動メモ

2月16日～3月20日まで、今年最初の区議会定例会が行われます。

この会期中の2月24日～3月9日までは令和5年度の予算を審査する予算特別委員会が開かれ、私も委員として出席する予定です。

今任期中、最後の定例会ですので、精一杯つとめさせていただきます。